

＜市と行政区の協働のまちづくり検討報告書概要＞

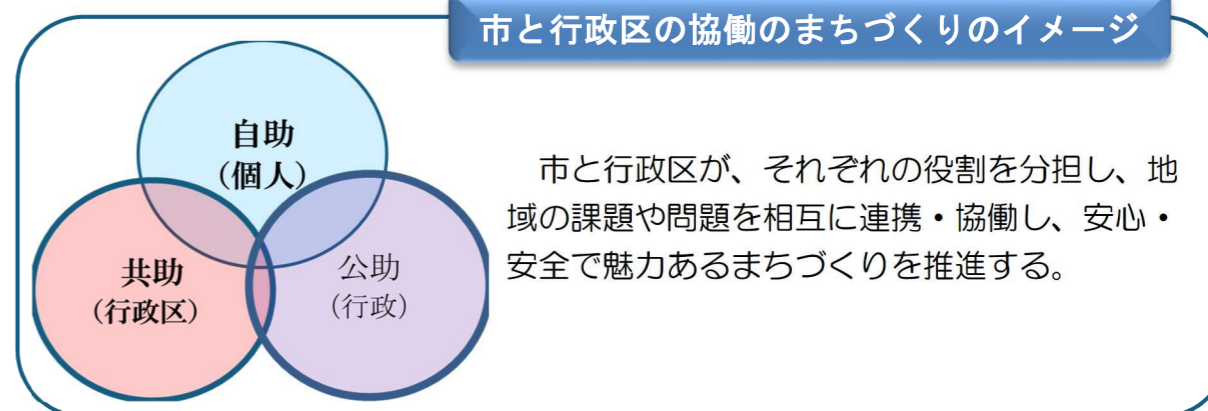
南相馬市区長連絡協議会では、令和元年度から「市と行政区の協働のまちづくり」を目指し、自治会としての行政区のあり方や取組について検討を行い、令和2年11月に検討報告書がまとまりました。

報告書の中では、全行政区長を対象としたアンケートや地区ごとに開催した懇談会の結果から、地域で抱える現状や課題を分析し、行政区としての自治の理想像を掲げています。

また、どの行政区でも身近なテーマであるコミュニティやごみをはじめとする住環境、安全・安心の対応については、個別で検討を行い、行政区の取組のほか、市に対しても取組を求めています。

今後、行政区としてこの検討報告書にある成果目標の達成を目指し、市との協働のまちづくりを進めることとなります。

市と行政区の協働のまちづくりのイメージ



第1章 市と行政区の協働のまちづくりの検討にあたって

1 行政区の現状と課題 (P3～)

(1) 行政区の現状

- ア 行政区費（字費）の状況
- イ 有効な行政区加入の取組みに対する認識
- ウ 行政区未加入者に対するごみ集積所利用制限の状況
- エ 自主防災組織活動の状況
- オ 行政区が望む市の防災対策の状況
- カ 地域の防災対策として大事だと思われる取組みに対する認識

(2) 行政区の課題

- ア 行政区運営上の課題
- イ 行政区加入に対する課題
- ウ 高齢者の行政区退会防止に対する課題
- エ ごみ集積所の利用上の課題
- オ 災害発生時の課題

2 市の地域コミュニティの施策 (P6～)

- ア まちづくり委員会支援事業
- イ 地域の絆づくり支援事業
- ウ 集会施設整備事業
- エ ごみ集積所整備事業
- オ 自主防災組織補助金

3 行政区の活動状況 (P7～)

行政区で実施中の活動 (行政区アンケート)	単位：件・%			
	実施中 (A)	実施率 (A)/160	今後力を入れたい (B)	(B) / (A)
回覧板等による情報提供・共有化活動	116	72.50	12	10.34
防火・防災活動	41	25.63	51	124.39
防犯活動	82	51.25	31	37.80
交通安全活動	33	20.63	25	75.76
地域福祉活動	59	36.88	40	67.80
行政区等加入活動	56	35.00	27	48.21
環境保全活動	95	59.38	16	16.84
美化活動	97	60.63	16	16.49
資源リサイクル活動	52	32.50	17	32.69
レクリエーション・イベント活動	69	43.13	23	33.33
仲間づくりを目的とした活動	53	33.13	24	45.28
伝統文化保存・継承活動	41	25.63	18	43.90
地域団体と連携した活動	62	38.75	24	38.71
福利厚生活動	65	40.63	7	10.77

第2章 市と行政区の協働のまちづくり

1 市と行政区の協働のまちづくりの視点 (P9)

(右上「市と行政区の協働のまちづくりのイメージ」参照)

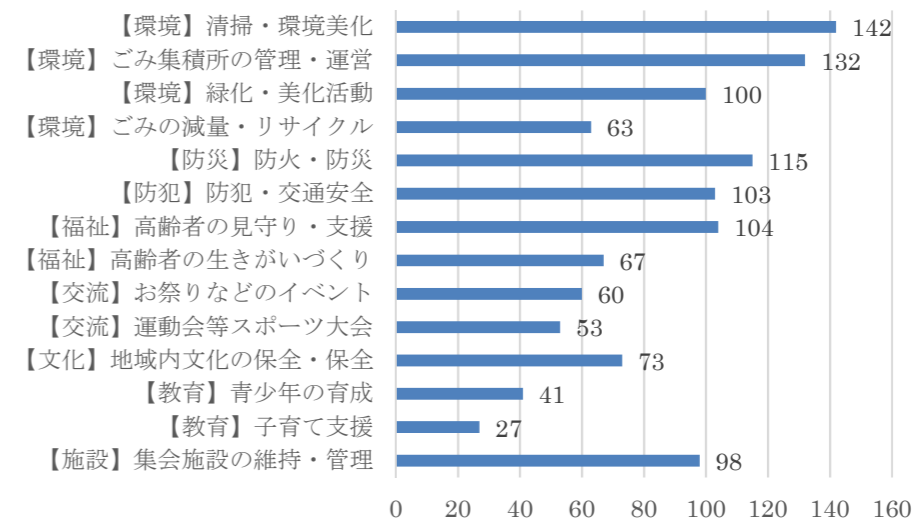
2 行政区における自治の理想像 (P9～)

- ❖ 行政区の加入
- ❖ 地区住民の参画
- ❖ 自主性・主体性
- ❖ 安定的な運営
- ❖ 役員等の人材登用
- ❖ 各種団体との相互連携
- ❖ 情報の共有化

3 市と行政区の役割 (P11～)

- (1) 協働のまちづくりへの市（行政）の役割
- ア 行政区設立への支援
 - イ 地域課題への支援
 - ウ 行政区加入への支援

(2) 行政区の役割 (アンケート結果から)



第3章 市と行政区の協働のまちづくりの進め方

1 成果目標 (P13)

(1) 行政区 (隣組) への加入率の向上

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
83.2%	86.0%

(2) 行政区活動の活性化

ア 1人1日当たりのごみの排出量

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
1,165g	963g

イ ごみのリサイクル率

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
12.7%	20.6%

ウ 防災訓練等を実施している自主防災組織

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
44行政区	100行政区

※南相馬市復興総合計画第6次実施計画に掲げられている上記4つの成果目標を市と共有し、共に目指す。

2 共通する行政区での取組 (P13~)

(1) 市民全員の行政区加入の取組

ア 個別課題

- 行政区加入者が減少している
- 行政区活動が困難になっている

ウ 行政区の取組

○行政区の活動を維持するための会員のあり方の検討

高齢者や障がい者など、理由があって地域活動ができない住民に対しては、区費(字費)の減免やごみ集積所の管理なども含めた労役負担を求めないなど、行政区を脱退させないルールづくりを検討する。小高区で住民票を異動せずに避難している住民の場合も、東日本大震災前の行政区とのつながりを希望する避難者には、行政区会員として位置づけを行い、その責務や役割を明確にする。

○地域の支え合い・助け合いの精神を伝えるチラシの作成

市と南相馬市区長連絡協議会連名で地域の支え合い・助け合いの精神を伝える統一チラシを作成し、加入促進活動で活用できるようにする。

エ 市に求める取組

- 行政区内居住者(世帯主)の情報提供
- アパート関係者等への行政区加入の働き掛け
- 双葉郡等からの避難者(移住者)に対する行政区加入の働き掛け
- 地域コミュニティの形成を醸成するための地域の絆づくり事業の継続実施
- 小高区地域振興課が小高区の行政区に対して実施している、地域では把握できない避難世帯に対する「行政区からのお知らせ」等の発送支援の継続実施

(2) ごみ集積所等住環境の維持・向上の取組

ア 個別課題

- 行政区未加入者もごみ集積所を利用するため、場所によっては、利用者の把握ができず、管理上不公平感が生じている
- ごみ袋のごみ番号の記入は一部の住民しか行っていない
- 野積みの集積所はカラス等に荒らされやすい
- 原町区では、ごみ回収時間の遅い集積所があり、そのことによる弊害が発生している

ウ 行政区の取組

○転入者等の行政区加入を促し、ごみ集積所を適正に管理
転入者等に対し、地域からごみ集積所の指定等を行うことを検討する。転入者等が必ず行政区長に連絡を取ることで、行政区加入とごみ集積所の適正な共同利用につなげる。

○地域の実情に応じたごみ出しルールづくり

集積所使用者一人ひとりが集積所の管理人という自覚を持ち、各地域での集積所管理に関するルールづくり(清掃の輪番制、管理料徴収、集積所カギの管理、高齢者のみ世帯や障がい者等の管理免除等々、地域ごとの管理体制)を行う。

○ごみ出しにおける分別、ごみ減量についての更なる徹底
ごみの適正分別、生ごみの水切り、買い物時のマイバッグ持参の徹底を行い、各世帯から排出するごみの量を減らす。

エ 市に求める取組

- ごみ集積所整備事業報奨金制度の特例期間の延長
- ごみ減量のための生ごみ処理容器設置報奨金制度の再開
- ごみ分別地域説明会を複数回実施(各区方部ごと)
- 野積み集積所のごみ回収を早々に完了できる回収ルートの検討
- 市が付与するごみ番号の廃止を検討(市は行政区が行うごみ番号の付与を推奨)
- ごみ出しマナー等のモラル向上の周知徹底

(3) 安全・安心なまちづくりの取組

ア 個別課題

- 避難行動要支援者名簿の取扱いをどのようにしたらよいかわからない
- 震災時に行政区が何をしたらよいかわからない
- 指定避難所は、地域から遠いため行くことを躊躇してしまう
- 災害時の情報が媒体によっては伝わらない

ウ 行政区の取組

- 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の声掛け等の取組
- 行政区内における避難行動要支援者に関わる各関係者の災害時の役割分担の明確化
- 自主防災組織と連携した避難訓練等の実施

エ 市に求める取組

- 避難行動要支援者名簿を地域内で共有できる仕組みづくり
- 避難行動要支援者の早期の個別計画策定に向けた仕組みづくり
- 公会堂等地域の施設を地域の避難所とするための仕組みづくり
- 防災メールの登録と防災ラジオの貸し出し促進
- 自主防災組織の訓練等へのサポート
- 自主防災組織補助金の活用促進及びさらなる充実